

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年4月3日（諮問第118号）

答申日：令和5年11月24日（答申第100号）

事件名：「多目的屋内施設関連市場調査に関する委託事業者とのやり取りに関する文書」の一部公開決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設関連市場調査に関する委託事業者とのやり取りに関する文書」に係る一部公開決定については、別紙2記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和4年6月20日付け公文書公開請求書で、「多目的屋内施設関連市場調査」に関し、本事業の委託業者と、豊橋市がその事業者募集・選定を含め、情報交換・やり取りした一切の記録及び文書（※メールなど電磁的記録を含む）の公開請求を行った。
- (2) 処分庁は、期間の延長を行ったうえで、令和4年8月3日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、「第1回ヒアリング議事録」「アンケート調査回答」「ヒアリング予約表」「第1回～第8回及びweb打合議事録」「市場調査を踏まえた多目的屋内施設整備の方向性」「多目的屋内施設関連市場調査 調査概要書」「第2回ヒアリング議事録」を対象文書として特定し、原処分を行った。

- (4) 処分庁は、対象文書のうち、「多目的屋内施設関連市場調査 調査概要書」を全部公開とし、それ以外の対象文書については、別紙1の「非公開とした部分」を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号、第2号及び第7号に該当（個人情報及び事業活動情報の保護のため、並びに今後予定される多目的屋内施設整備事業に係る公正な競争に影響を及ぼす可能性があるため。）」と記載されている。
- (5) 審査請求人は、令和4年11月2日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

## 2 対象文書についての補足

- (1) 豊橋市は、総合体育館の老朽化や過密化への対応、魅力あるまちづくりへの寄与、防災活動拠点としての活用などの点から、多目的利用が可能な新たな屋内施設について検討を進めており、令和4年1月より事業化の可能性を調査・整理する「多目的屋内施設関連市場調査」（以下「本件調査」という。）を実施していた。
- (2) 本件調査は、東三河地域における市場に着目し、多目的利用が可能な施設整備・運営の実績を有する事業者やプロスポーツ・コンサートを企画・運営するプロモーター等の民間事業者等に対してヒアリングを行い、市場性を調査し、興行などの需要規模の把握、建設候補地の検討、事業方式の検討、収支予測シミュレーション等の事業化可能性について整理することを目的として行われた。
- (3) 対象文書は、市から本件調査の業務委託を受けた受託事業者が行ったヒアリングの議事録、ヒアリングに際して受託事業者が使用した資料、市と受託事業者の打合せ議事録等である。
- (4) 豊橋市は、令和4年9月に、市のホームページ上で、本件調査の結果をまとめた「多目的屋内施設関連市場調査報告書」（以下「報告書」という。）を

公開した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和4年11月2日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年3月10日付けで提出した反論書並びに令和5年7月14日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年8月3日付け4豊多整第12号で公文書一部公開決定を行った。条例第6条第1項第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを非公開とする判断に不服はないが、それ以外の情報は、同項第2号又は第7号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 本件調査は、市が公金で実施した調査であって、契約書及び仕様書には、成果品に係る一切の権利は発注者である市に帰属するとの記載もあるから、業務として市が取得した情報は、市に帰属する。そして、成果品に記載されている情報を公開するかを決定する権利も市に帰属する。したがって、委託事業者は公開されてもやむを得ないと判断して、成果物を市に提出したと考えるべきである。
- (2) 委託事業者は本件調査の主体ではあるが、本件調査の対象ではないため、法人の正当な利益を害する情報は含まれていないか、含まれていたとしても軽微である。処分庁は、非公開部分が公開されることで、公正な競争が阻害されると主張するが、むしろ公開されることで、公正な競争となる。公開されないと、業務について一部事業者のみが情報を知って有利になる等、不正

な取扱いとなるおそれがある。

- (3) 条例第6条第1項第7号の「市の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」については、支障の程度が名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断されるべきである。本件調査の業務内容は、調査業務であって、要求水準書や仕様書の策定業務ではない。「今後の多目的屋内施設整備事業の入札公告など」は、基本計画や要求水準書以降で示される事項であるため、市の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は含まれていないか、含まれていたとしても軽微である。
- (4) 非公開とされた部分には、ヒアリングの対象者に公開していると推認される箇所が存在する。また、報告書で公開されている部分が含まれている。第三者に公開した文書が、非公開理由に該当することはないため、公開すべきである。
- (5) 公開された対象文書が、本件調査の成果品の全てであるとは考えられず、対象文書以外にも本件調査の成果品は存在するはずである。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

##### 1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 本件調査の委託業務は、アリーナの建設候補地の選定や事業手法等の検討にあたり、委託事業者のこれまで積み重ねてきた知見や手法を活用しながら進めたもので、法人の事業活動に関する情報が含まれていることから、当該部分は条例第6条第1項第2号に該当するため、非公開とした。
- (2) 非公開とした部分には、今後の多目的屋内施設整備事業の入札公告等の事業スケジュールや、事業者からの提案内容といった未決定の内容が含まれていることから、これらの情報が公になることで、誤解や憶測を招き、事業の

推進に影響を及ぼす可能性があり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。

- (3) 委託事業者がヒアリングの際に、ヒアリング先に対して公表した資料は、市場調査のヒアリングにおける活発な意見交換を目的として、対象となる事業者限定して、本市の検討状況等を伝えたものであるため、委託事業者のこれまでの知見やノウハウに関する情報も含まれることから、公になることで、法人の正当な利益を害するおそれがある。そして、市の検討段階での情報を元に意見交換を行っていることから、公になることで、事業の適正な遂行に当たって誤った憶測や誤解を招くおそれがあることから、条例第6条第1項第2号及び第7号に該当するため、非公開とした。
- (4) 非公開とされた部分に、報告書で公開されている部分が含まれているとしても、議事録やヒアリング記録の中では、まだ検討段階の部分であり、検討過程が公開されることで誤った認識を与えてしまうおそれがあり、事業者の参画機会の損失につながるおそれがあることから、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とした。
- (5) 本件調査の委託事業に関する公文書公開請求への一部公開決定において、請求者である審査請求人に対し、委託事業者が作成した全ての資料を示している。

## 2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。また、対象文書以外に請求対象文書は存在せず、請求対象文書の特定に誤りはない。したがって、処分庁は、原処分を維持することが妥当である。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月3日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和5年7月14日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議
- ⑤ 令和5年10月23日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 総論

審査請求人は、条例第6条第1項第1号により非公開とした部分については、不服はないとのことであるから、以下、原処分が非公開とした箇所につき、条例第6条第2号又は第7号に該当するかを検討する。

### 2 条例第6条第1項第2号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。
- (2) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規

定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

### 3 条例第6条第1項第2号又は第7号の該当性について

- (1) アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在するものと考えられる。そのため、ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触したり、接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られなかったりするおそれがある。

また、ヒアリング対象者は、今後アリーナの計画や事業に参画する可能性を有することから、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、他社との関係や他事業との兼ね合いにより、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがある。

そして、ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、ヒアリング対象者の名称や、事業内容等のヒアリング対象者を特定することができる記載は、公開することにより、受託事業者やヒアリ

ング対象者の正当な利益を害するおそれがあり、又は、市の行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(2) 受託事業者が本件調査を行うにあたり、別案件で獲得した知見に係る部分についても、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるといえることから、条例第6条第1項第2号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(3) 対象文書には、ヒアリング対象者の選定、アリーナの建設候補地の検討、報告書の作成に関し、選定、調査及び検討の結果だけではなく、選定、調査及び検討の過程に関する情報も記載されている。選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではない。そのため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがある。そして、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

この点、審査請求人も主張するように、本件について本審査会で審議した時点では、本件調査は終了しているが、本件調査は、アリーナ建設に係る計画や事業の一部であり、施設の建設や運営に関する事業は今後も長らく続くことから、本件調査に係る委託業務だけではなく、今後行われる事業をも念頭に置いて、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかを、判断する必要がある。

したがって、ヒアリング対象者の選定やアリーナの建設候補地の検討につ



いての本件調査の過程に関する記載は、公開することにより、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、条例第6条第1項第7号に該当するとして、当該部分を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

#### 4 条例第6条第1項第2号又は第7号に該当しない部分について

- (1) 一方で、本審査会における審議の時点では、本件調査は完了し、報告書は既に公表されている。報告書の内容は、受託事業者が行ったヒアリングやアンケートの回答結果をまとめたものである。上記のとおり、ヒアリング対象者の名称やヒアリング対象者の特定につながる記載が非公開とされるのであれば、少なくとも報告書で既に公表されている内容と同程度の回答内容は、当該部分を公開しても、特定の法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないし、市の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるともいえない。
- (2) また、市と受託事業者の打合せ内容に関しても、ヒアリング対象者を特定できない内容に関する部分や、調査の一般的な進め方に関する内容に関する部分については、記載の文意を離れた推測を招き、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。
- (3) したがって、報告書で公開の回答結果と同程度の内容、市と受託事業者の打合せ内容のうちヒアリング対象者を特定できない内容及び調査の一般的な進め方に関する内容に関する部分を、条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するとして、非公開とした処分庁の判断は妥当ではなく、当該部分は公開されるべきである。

#### 5 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、公開された対象文書が本件調査の成果品の全てであるとは考えられず、対象文書以外にも成果品が存在するはずであると主張する。

(2) しかし、審査請求人に対して公開された文書以外に、対象文書に含まれる文書が存在する可能性を伺わせる具体的な事実は認められない。したがって、本審査会としては、本件においては、処分庁による対象文書の特定に誤りがあると認めることはできない。

## 6 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙2記載の「非公開とした部分」が、「非公開とした理由」により、条例第6条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第2号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享 委員 河邊伸泰 委員 見目喜重

(別紙1)

ア：「第1回ヒアリング議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
令和4年3月2日	・ 題名横のヒアリング対象者名称
16：30～17：30 開催分	・ 出席者欄の日本総合研究所（JRI）担当者氏名並
令和4年3月3日	びにヒアリング対象者名称及び担当者氏名
16：30～17：30 開催分	・ 本文の以下の記載
令和4年3月7日	1. 事業への興味
13：30～14：30 開催分	2. 関与した事業分野／参画形態
令和4年3月7日	3. 事業概要について
15：00～15：45 開催分	a. 建設地に求められる立地条件
令和4年3月10日	b. 想定される商圈
11：30～12：30 開催分	c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能
令和4年3月11日	d. 望ましい事業方式
10：00～11：00 開催分	e. 事業スケジュール（公的負担軽減策など）
令和4年3月11日	f. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設整
15：00～16：00 開催分	備の展望
令和4年3月14日	g. 懸念事項
10：00～11：00 開催分	4. 市への期待する事項、事業参画のうえで重要な
令和4年3月14日	条件等
13：30～14：30 開催分	5. 収支計画策定に必要な項目
令和4年3月14日	6. その他
15：00～16：00 開催分	（※令和4年3月24日10：00～11：00開催分の
令和4年3月15日	については、項目番号に一部ずれがある。）
16：30～17：30 開催分	
令和4年3月17日	

11：30～12：30 開催分 令和4年3月17日	
13：30～14：30 開催分 令和4年3月24日	
10：00～11：00 開催分 令和4年3月30日	
13：30～14：30 開催分	

イ：「アンケート調査回答」

対象文書の詳細	非公開とした部分
全てのアンケート調査回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート回答内容1～10</li> <li>・受託事業者の担当者名、メールアドレス、電話番号</li> </ul>

ウ：「ヒアリング予約表」

対象文書の詳細	非公開とした部分
ヒアリング予約表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヒアリング先」列</li> <li>・「実施」列</li> <li>・「参加者」列</li> </ul>

エ：「第1回～第8回及びweb打合議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
全ての打合議事録	・受託事業者の担当者氏名
第1回（前半） 令和4年1月20日 14：00～14：30 開催分	1．本業務に関する豊橋市の考え方
第1回（後半） 令和4年1月20日 14：30～15：40 開催分	1．業務計画（案） （市場調査） （建設候補地の検討） （事業化可能性調査） （庁内検討会議の支援） （その他）
web 打合 令和4年2月3日 15：00～16：00 開催分	1．ヒアリング調査について （ヒアリング対象者について） （ヒアリング方法について） （スケジュールについて） （ヒアリング時の提示資料について） （ヒアリング項目について） 2．今後について
第2回 令和4年2月17日 16：00～17：00 開催分	1．市場調査 2．候補地要件の検討 3．その他
第3回 令和4年3月31日 10：15～11：45 開催分	1．市場調査 2．事業手法の検討について

第4回 令和4年4月22日 10:00～11:45 開催分	1. 事業手法の検討 2. 事業収支予測についての検討 3. 候補地選定について
第5回 令和4年5月2日 16:30～17:00 開催分	1. (項目名非公開)
第6回 令和4年5月9日 9:00～9:30 開催分	1. (項目名非公開) 2. 中間報告書について 3. ヒアリングのアポ取り状況について
第7回 令和4年6月8日 13:30～14:30 開催分	1. 最終報告書について 2. 今後について
第8回 令和4年6月17日 9:30～10:30 開催分	1. 最終報告書について

オ：「市場調査を踏まえた多目的屋内施設整備の方向性」

対象文書の詳細	非公開とした部分
2. 事業の目的	「■整備にあたってのコンセプト」の図表の一部
3. 事業内容	全面
4. 管理運営	全面
5. 施設整備費	全面

カ：「第2回ヒアリング議事録」

対象文書の詳細	非公開とした部分
令和4年5月10日	・ 題名横のヒアリング対象者名称
10：30～11：30 開催分	・ 出席者欄の受託事業者の担当者氏名並びにヒアリ
令和4年5月10日	ング対象者名称及び担当者氏名
13：30～14：30 開催分	・ 本文の以下の記載
令和4年5月11日	1. 事業の位置
10：00～11：00 開催分	2. 事業の目的
令和4年5月12日	3. 事業内容
10：00～11：00 開催分	4. 管理運営
令和4年5月12日	5. 施設整備費
15：00～15：40 開催分	6. その他（※令和4年5月10日10：30～11：30
令和4年5月12日	開催分、令和4年5月10日13：30～14：30開催分
16：30～17：15 開催分	のみ)
令和4年5月18日	
11：00～12：00 開催分	

(別紙2) 条例第6条第1項第2号又は第7号に該当するため非公開とする部分  
 以下、「非公開とした理由」欄において、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」を①「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」を②として記載する。

ア：「第1回ヒアリング議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
全てのヒアリング議事録	①②	<p>ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触するおそれや、そのことをおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇して十分な回答を得られない等のおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者は、アリーナの事業に参画する可能性を有し、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがあるため</p> <p>ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 題名横のヒアリング対象者名称</li> <li>・ 「出席者」欄のヒアリング対象者名称</li> </ul>		



		みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
令和4年3月2日 16:30~17:30 開催分	①②	ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため
「1. 事業への興味」の3つ目の・の記載、➤の記載及び◇の記載 「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の5つ目の➤文頭から2行目の句点の前の6字前の文字まで		

<p>令和4年3月3日</p> <p>16:30~17:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載や、ヒアリング対象者の関連企業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
--	-----------	--

<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の3つ目の・の文頭から2行目の読点まで</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の4つ目の・の文頭から7字目まで及び2つ目の➤の文頭から8字目まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の➤の記載及び1つ目の◇の記載</p> <p>「g. 懸念事項」の1つ目の◇の文頭から2行目の読点まで、2つ目の◇の文頭から9字目から18字目まで及び2つ目の➤の文頭から3字目から9字目まで</p>		
<p>令和4年3月7日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載か</p>

<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の記載</p> <p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の・の1行目の読点の次の字から6字目まで及び3つ目の・の文頭から16字目まで</p>		<p>ら、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「d. 望ましい事業方式」の3つ目の➤の1行目最初の句点の次の字から4行目の読点まで</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われ、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>

<p>令和4年3月11日 15:00～16:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の文頭から6字目まで 「e. 事業スケジュール」3つ目の➤の文頭から23字目から26字目まで</p>		
<p>令和4年3月11日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の2つ目の・の1行目の2つ目の句点の次の字から7字目まで 「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の➤の文頭から2行目1つ目の読点まで 「d. 望ましい事業方式」の3つ目及び5つ目の・の記載 「e. 事業スケジュール」の2つ目の・の記載 「f. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた施設整備の展望」の1つ目の・の記載 「4. 市への期待する事項、事業</p>		

<p>参画のうえで重要な条件等」の2つ目の・の文頭から1行目の2つ目の句点まで、2行目2つ目の句点の次の字から6字目まで、➤の記載、◇の3行目1つ目の句点の次の字から文末まで</p>		
<p>令和4年3月14日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の➤の文頭から5字目から29字目まで及び4つ目の➤の文頭から4字目から文末まで</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の3つ目の➤の記載及び◇の記載</p>		

<p>令和4年3月14日 15:00～16:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の➤の文頭から12字目から23字目まで 「b. 想定される商圈」の2つ目の➤の文頭から13字目から34字目まで 「d. 望ましい事業方式」の2つ目の・の記載、3つ目の➤の記載及び4つ目の➤の文頭から9字目から39字目まで</p>		
<p>令和4年3月14日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の文頭から5字目から37字目まで 「2. 関与した事業分野／参画形</p>		

<p>態」の3つ目の・の文頭から5字目から20字目まで</p> <p>「a. 建設地に求められる立地条件」の➤の文頭から18字目から2行目文末から10字前の文字まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の1つ目の・の文頭から9字目から28字目まで</p>		
<p>令和4年3月15日</p> <p>16:30～17:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の2つ目の・の1行目の読点の次の字から7字目まで、➤の文頭から2行目文頭から2字目まで、◇の文頭から30字目から2行目文頭から7字目まで及び2行目文頭から21字目から24字目まで</p> <p>「e. 事業スケジュール」の3つ目</p>		



<p>の・の文頭から7字目まで、1つ目の➤の文頭から8字目まで及び2つ目の➤の文頭から19字目まで</p>		
<p>令和4年3月17日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の・の記載及び1つ目の➤の記載 「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の2つ目の➤の文頭から5字目から9字目まで</p>		
<p>令和4年3月17日 11:30～12:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の1行目読点の次の文字から2行目文末まで</p> <p>「2. 関与した事業分野／参画形態」の1つ目の・の記載及び2つ目の・の1行目の読点の次の文字から2行目文頭から7文字目まで</p> <p>「a. 建設地に求められる立地要件」の1つ目の・の記載</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の3つ目の・の2行目2つ目の句点の次の文字から4文字目まで</p> <p>「e. 事業スケジュール」の3つ目の・の文頭から1行目2つ目の句点まで</p>		
<p>令和4年3月24日</p> <p>10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味、2 関与したい事業分野／参画形態」の1つ目の・文頭から4字目まで</p> <p>「b. 想定される商圈」の3つ目の・の文頭から3行目の読点まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の1つ目の・の文頭から10字目から13字目まで</p>		
<p>令和4年3月30日</p> <p>13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の業態や、ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>

<p>「1. 事業への興味」の1つ目の・の文頭から5字目から34字目まで、➤の文頭から1行目行末から4字前の文字まで及び2つ目の・の記載</p> <p>「c. 興行を行う上で求められる施設規模・機能」の2つ目の・の文頭から10字目まで並びに3つ目の・の文頭から14字目まで及び1行目2つ目の句点の次の文字から2行目文頭から5字目まで</p> <p>「d. 望ましい事業方式」の2つ目の・の文頭から5字目から1行目2つ目の句点まで及び3行目の読点の次の文字から句点まで</p>		
---	--	--

イ：「アンケート調査回答」

非公開とした部分	非公開とした理由	
全てのアンケート調査回答	①②	アンケートは、第1回ヒアリングに回答した事業者の一部が回答したものであるから、アンケートに回答した企業の名称を公開することで、ヒアリング対象者の一部の名称も明らかになるため
アンケートに回答した企業の名称及び部署名		
回答欄5の「⑤ その他」に具体的な回答の記載があるアンケート結果	①②	アンケートに回答した企業が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、アンケートに回答した企業の名称を特定されるおそれがあるため
当該記載の3行目の句点の次の文字から文末まで		
回答欄7の「駐車場想定台数」に3桁の数字のみが回答として記載されているアンケート結果	①②	アンケートに回答した企業が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、アンケートに回答した企業の名称を特定されるおそれがあるため
回答欄7の「付帯諸室・機能・設備」の文頭から2行目の句点まで		

ウ：「ヒアリング予約表」

非公開とした部分	非公開とした理由	
「ヒアリング先」の列の記載	①②	<p>ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触するおそれがあり、そのことをおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者は、アリーナの計画や事業に関して参画する可能性を有する者でもあるから、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがあるため</p> <p>ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するお</p>

		それがあつたため
--	--	----------

エ：「第1回～第8回及びweb 打合議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>第1回（前半） 令和4年1月20日 14：00～14：30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「1. 本業務に関する豊橋市の考え方」の1つ目の➤の1行目の句点の次の文字から3行目1つ目の読点まで、2つ目から4つ目までの➤の記載並びに1つ目及び2つ目の◇の記載</p>		



<p>第1回（後半） 令和4年1月20日 14：30～15：40 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 業務計画（案）」の（市場調査）の1つ目の・の読点の次の文字から1行目行末まで、2つ目から7つ目までの➤の記載及び◇の記載並びに（建設候補地の検討）の3つ目の➤の記載</p>		<p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>Web 打合せ 令和4年2月3日 15：00～16：00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者の選定、調査及</p>

<p>「1. ヒアリング調査について」の（ヒアリング対象者について）の2つ目の・の記載及び2つ目の➤から17個目の・までの記載全て</p>		<p>び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第2回 令和4年2月17日 16:00～17:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性が</p>

<p>「1. 市場調査」の4つ目、5つ目及び20個目の・の記載並びに19個目の・の文頭から2行目1つ目の読点まで</p> <p>「2. 候補地要件の検討」の2つ目及び3つ目の・の記載、8つ目の・の文頭から2行目行末まで並びに1つ目➤の記載</p>		<p>ある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第3回 令和4年3月31日 10:15～11:45 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「1. 市場調査」の3つ目の・の記載、2つ目の➤の2行目の読点の次の文字から3行目文末まで</p>		<p>ヒアリング対象者の選定、調査及び検討の過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者</p>

		<p>が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>第7回 令和4年6月8日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>②</p>	<p>報告書の作成について、調査等の過程に関する情報が記載されており、調査などの過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「1. 最終報告書について」の1つ目から6つ目まで、8つ目及び10個目の・の記載、1つ目、2つ目、5つ目から7つ目まで、9つ目及び14個目の➤の記載並びに2つ目の◇の記載</p>		<p>報告書の作成について、調査等の過程に関する情報が記載されており、調査などの過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

<p>第8回 令和4年6月17日 9:30~10:30 開催分</p>	<p>②</p>	<p>報告書の作成について、調査等の過程に関する情報が記載されており、調査などの過程は、変遷する可能性がある上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て記載されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「1. 最終報告書について」の1つ目の・の記載、2つ目及び4つ目の◇の記載並びに2つ目の➤の記載</p>		

オ：「市場調査を踏まえた多目的屋内施設整備の方向性」 なし

カ：「第2回ヒアリング議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由	
<p>全てのヒアリング議事録</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者の名称が公表されると、計画や事業に関心を有する者が、ヒアリング対象者に接触する</p>

<p>・題名横のヒアリング対象者名称</p> <p>・出席者欄のヒアリング対象者名称</p>		<p>おそれがあり、そのことをおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p> <p>ヒアリング対象者は、アリーナの計画や事業に関して参画する可能性を有し、ヒアリング時点で計画や事業に関心を有していることが公になることによって、将来アリーナの計画や事業に参画することを躊躇するおそれがあるため</p> <p>ヒアリング先の決定には、受託事業者の営業活動により築かれた信頼や人脈等が寄与しており、これらは、受託事業者が営業活動を続けていく上での、無形の財産であるから、ヒアリング先の名称が明らかになることで、他の事業者がヒアリング先に売り込みを行ったりする等して取引先を奪われる等、受託事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>令和4年5月10日</p> <p>10:30～11:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定</p>

<p>「1. 事業の位置」の2つ目の➤の文頭から1行目2つ目の句点まで及び3行目句点の次の文字から4行目文末まで</p> <p>「4. 管理運営」の6つ目の・の記載並びに8つ目及び9つ目の➤の記載</p>		<p>されるおそれがあるため</p>
<p>令和4年5月10日 13:30～14:30 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「4. 管理運営」の3つ目の➤の文頭から3行目行末から6字前の文字まで</p>		
<p>令和4年5月11日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
<p>「4. 管理運営」の6つ目の➤の1行目の1つ目の句点の次の文字から2行目の句点まで及び2行目の読点の次の文字から4行目1つ目の読点まで</p>		

<p>令和4年5月12日 10:00～11:00 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため</p>
<p>「3. 事業内容」の1つ目の・の文頭から2行目の句点まで、1つ目の➤の文頭から24字目から36字目まで、1つ目の◇の記載並びに4つ目の・文頭から18字目まで及び2行目2つ目の句点の次の文字から3行目文頭から24字目まで</p>		
<p>「3. 事業内容」の2つ目の➤の記載</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>令和4年5月12日 15:00～15:40 開催分</p>	<p>①②</p>	<p>ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定</p>



<p>「3. 事業内容」9つ目の➤文頭から23字目まで及び2行目1つ目の句点の次の文字から10字目まで</p>		<p>されるおそれがあるため</p>
<p>「4. 管理運営」の1つ目の➤の1行目の1つ目の句点の次の文字から2行目の句点まで及び2行目の読点の次の文字から4行目1つ目の読点まで</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>令和4年5月12日 16:30～17:15 開催分</p>	<p>①</p>	<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>「4. 管理運営」の1つ目の➤の1行目の1つ目の句点の次の文字から2行目の句点まで、2行目の読点の次の文字から3行目1つ目の句点まで及び3行目2つ目の句点の次の文字から4行目1つ目の読点まで</p>		<p>受託事業者が別案件で獲得した知見に係る情報が記載されており、公開することにより、受託事業者が知見を独占することで得られる優位性が失われるおそれがあり、受託事業者の正当な利益を害するおそれがあるため</p>

令和4年5月18日 11:00~12:00 開催分	①②	ヒアリング対象者が行った別の事業に関する記載があり、当該記載から、ヒアリング対象者の名称を特定されるおそれがあるため
「3. 事業内容」の5つ目の◇の2行目2つ目の句点の次の文字から4字目まで		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。

行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「文末から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。